

特殊健康診断 | 石綿健康診断

実施すべき時期

石綿作業従事者に対する健康診断を義務づける石綿障害予防規則が制定されました。

1. 石綿等の取扱い、または試験研究のための製造に伴い、石綿の粉塵を発散する場所における業務に常時従事する労働者。
2. 石綿等の製造、または取扱いに伴い、石綿の粉塵を発散する場所における業務に常時従事したことのある労働者で、在籍者。

以上が、健康診断の対象となります。健康診断は雇入れ時、当該業務への配置換え時、および6ヶ月に1回定期に行います。石綿はじん肺健康診断であるとともに特定化学物質として扱われるために、特定化学物質障害予防規則に準じて、6ヶ月ごとの健康診断です。

実施する項目

一次健康診断

1. 業務歴の調査
2. 石綿による咳、痰、息切れ、胸痛等の自覚症状、または他覚症状の有無の検査
3. 咳、痰、息切れ、胸痛等の自覚症状または他覚症状の有無の検査
4. 胸部X線撮影

二次健康診断

1. 作業条件の調査
2. 胸部X線撮影による検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なX線撮影による検査(胸部らせんCT撮影)、喀痰の細胞診、または気管支鏡検査

料金

健康診断項目	健康診断内容	料金(税込)
石綿健康診断	一次健康診断	¥3,300

※二次健康診断につきましては検査の内容により料金が異なります。